

伊予農業振興地域整備計画を変更する旨の公告（11 条公告）

伊予市公告第 50 号

伊予農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当該市の住民に限り、令和 7 年 9 月 15 日（注：縦覧期間満了の日）までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 9 月 15 日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 8 月 13 日

伊予市長 武 智 邦 典



- 1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間  
自 令和 7 年 8 月 13 日（注：公告年月日）  
至 令和 7 年 9 月 15 日（注：公告年月日の翌日から起算しておおむね 30 日間の期間の日、なお、最終日が休日である場合はその翌日）
- 2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先  
伊予市産業建設部農業振興課 伊予市市場甲 127 番地 1
- 3 意見提出または異議申出に当たっての留意事項  
期間を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできません。  
意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。
- 4 提出された意見の取扱い  
提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。  
意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。